

お知らせ

サービス券交換は3月末まで

平成30年にまちなかの4つの市有駐車場の精算機などが新しくなりました。有効期限内のQのまち共通駐車券、古い駐車サービス券、元気21駐車場サービス券は、4月以降使えません。3月31日(火)までに新しいものに交換してください。

交換窓口①5番街立体駐車場1階管理室②広瀬川サンパークキング(城東町立体駐車場)1階管理室

窓口時間①は9時～20時②は平日9時～17時

新しいサービス券が利用できる駐車場

新しい駐車サービス券は、千代田町二丁目立体駐車場、5番



交換対象のサービス券

街立体駐車場、中央駐車場、広瀬川サンパークキング(城東町立体駐車場)、スロXパーキング元気21(前橋市民交流プラザ等駐車場)で利用できます。
☎027・210・2273

六供温水プールが休場します

2月14日(金)から23日(日)まで、六供温水プールは清掃工場操業停止のため休場します。
☎027・243・1308

自殺を社会全体で予防する

春は進学や就職、職場の異動など、生活環境の変化が起こる時季。人は大きな変化に出合うと強いストレスを抱え、精神状態が不安定になりがちです。3月は自殺者数が最も多いことから、自殺対策強化月間として全国的に自殺予防に取り組んでいます。つらいときや苦しいときは助けを求めましょう。信頼できる人に打ち明けたり、専門的な相談機関に相談したりするこ

本庁・支所・市民サービスセンター
☎027・元気21まえばし証明サービスコーナー

8時30分～17時15分
10時～19時

とで、悩みが軽くなり支援も得やすくなります。また、周囲の人が眠れないように見えたり、疲れているように見えたりしているときは、深く悩んでいるサインです。声を掛け、話を聴くだけでも安心と落ち着きにつながります。社会全体でお互いに支え合い、孤立・孤独を防ぐことが自殺を予防するために大切です。

相談先①保健予防課☎027・220・5787、こころの健康相談統一ダイヤル☎0570・064・5556、群馬いのちの電話☎027・221・0783
●味方になりきるコミュニケーション講座
日本ゲートキーパー協会代表の大小原利信さんを講師に、悩みを抱えている人への声の掛け方や話の聴き方を学びます。
日時①3月6日(金)13時30分～15時30分
会場①総合福祉会館
対象①市内在住・在勤の人、先着150人
☎027・220・5787へ

●市立図書館で自殺予防のため

のブックキャンペーン
自殺予防や命の大切さをテーマに、市立図書館で本の特設コーナーを設置。本の貸し出しやリーフレットの配布をします。
期日①2月26日(水)～3月29日(日)

災害に備え訓練放送を実施

国民保護情報を想定した全国瞬時警報システム(Jアラート)の、全国一斉情報伝達訓練を実施します。本市では防災行政無線と防災ラジオから訓練放送が流れます。実際の災害と間違えないよう注意してください。
日時①2月19日(水)11時
☎027・898・5935

断水に合わせ市内河川を清掃

市内の広瀬・佐久間・吉野・馬場・風呂川、名胡用水などで、断水に合わせて河川内を清掃します。
日時①2月12日(水)9時～3月9日(月)9時
☎027・898・6802

介護と国保負担額には上限が

国民健康保険(国保)の加入世帯に介護保険受給者がいる場合、自己負担額を合算し一定の限度額を超えたときは、超過分の金額が支給されます。平成30年8月1日から昨年7月31日までに支払った自己負担額が対象です。7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、2月以降に通知を郵送。国保以外の医療保険の窓口にお問い合わせください。
☎027・898・6249

受給者証は保険証と一緒に

病院の窓口では、子ども(高齢)重度心身障害者、母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証(受給者証)だけでなく、加入している医療保険の被保険者証(保険証)も必ず提示してください。(高齢)重度心身障害者の入院時の食事代は、標準負担額減額認定証を提示した場合のみ助成になります。また、福祉医療費受給資格者が県外の医療機関などを受診して、保険

診療の自己負担分を支払った場合は、領収書などを持参して申請してください。

他の公費医療受給者証も提示

福祉医療費受給資格者で他の公費を受給している場合は、受給している医療制度の自己負担分を福祉医療が支払います。該当する医療機関を受診する際は、他の医療制度の受給者証なども提示してください。また、福祉医療制度は皆さんの税金で賄われています。適正な受診を心掛けてください。
☎027・898・6253

特別障害者手当など要件確認

著しく重度の障害が重複しているなどの理由で常に特別の介護を必要とする在宅の人で、20歳以上の人は特別障害者手当を、20歳未満の人は障害児福祉手当を支給。これらの手当の認定には、細かな認定基準や所得制限などの審査があります。事前に障害福祉課へ相談してください。また、現在手当を受給している住所や所得状況が変わった人は、すぐに届け出てください。
☎027・898・6253

プレミアム商品券2月末まで

プレミアム付商品券の使用期限は2月29日(土)です。使用期限を過ぎての使用や返還、返金はできません。忘れずに使用してください。
☎027・220・5711



☎027・898・1192

援助します学用品などの費用

児童生徒が円滑に学校生活を送れるように、家庭の事情に応じて援助を行っています。詳しくは各学校から児童生徒に配布する、就学援助制度のお知らせをご覧ください。

対象経費①学用品・通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費など
☎027・898・5815

保留地を売り払います

保留地を一般競争入札で売り払います。参加には事前申し込みが必要です。詳しくは売払い案内をご覧ください。
入札日①2月28日(金)
会場①市役所
案内の配布①市役所区画整理課で。本市ホームページからダウンロードもできます
☎027・898・6912へ直接